⑶ Nature and quantity of the products to be purchased : 3 Unit of Big Power Truck.

⑷ Delivery period : It is 180 days from the next day of the contract day.

⑸ Delivery place : Kumamoto, Miyazaki Operation Offices, West Nippon Expressway Company Limited

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3-2 or 3-3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③ have one of following track records or proof about the Big Power Truck (the west, inside and East Nippon Expressway incorporated company specification, or more than equivalent) which is an active portion after the 2003 fiscal year.

・The track record manufactured as a manufacturer or the track record which manufactured as a manufacturer and was supplied by the agency can be proved.

・There is a track record supplied as an agency or proof which can be supplied as an agency.

④ have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned,

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 1 July 2013 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 28 June 2013)

⑻ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 16 August 2013

⑼ Contact point for the notice : Makoto Takeda Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1－4－2 Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 810―0001 Japan TEL092―717―1745

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月10日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　橋場　克司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　能越道城山高架橋上部その３工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　石川県七尾市小池川原町地先～古屋敷町地先

⑷　工事内容

工事延長　Ｌ＝181m

ＰＣ箱桁製作工　１式

固定支保工　１式

支承工　１式

橋梁付属物工　１式

橋台躯体工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年12月26日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）を提出した者のうち、１次審査の審査評価点の合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

６）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

７）本工事は、現場経験の少ない技術者の技術向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することができる試行工事である。

2　競争参加資格　下記⑴に掲げる競争参加資格を満たす者を指名し、指名を受けた者のうち下記⑵に掲げる競争参加資格を満たす者について、入札への参加を認める。

⑴　一次審査　下記１）～10）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体という」。）及び経常建設共同企業体であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、下記１）～10）までの要件を満たす者のうち企業の技術力評価の評価点合計が高い順に10者までとする。（ただし、11者目以降の者のうち評価点合計が10者目と同点の者を全て含める）また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、審査後、北陸地方整備局総合評価審査委員会において確認のうえ10者に追加して指名するかどうかを決定する。

１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における平成25・26年度一般競争参加資格者でプレストレスト・コンクリート工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

４）平成11年度以降に元請けとして完成したプレストレスト・コンクリート工事で、下記①から④の要件を満たす工事の施工実績を有すること。なお、建設共同企業体にあっては全ての構成員がこの施工実績を有していること。ただし、大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含む。）に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）上部工事であること。

②　橋梁形式が床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋であること。

③　最大支間長が25m以上あること。

④　①から③は同一工事であること。

５）建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。